

認可外保育施設の入園前、3歳クラス変更前、保護者の就労開始前等にお手続きください

幼児教育・保育の無償化には認定手続きが必要です。

認可外保育施設に入所する児童が無償化の対象となるためには、事前に保育の必要性の認定手続きが必要です。

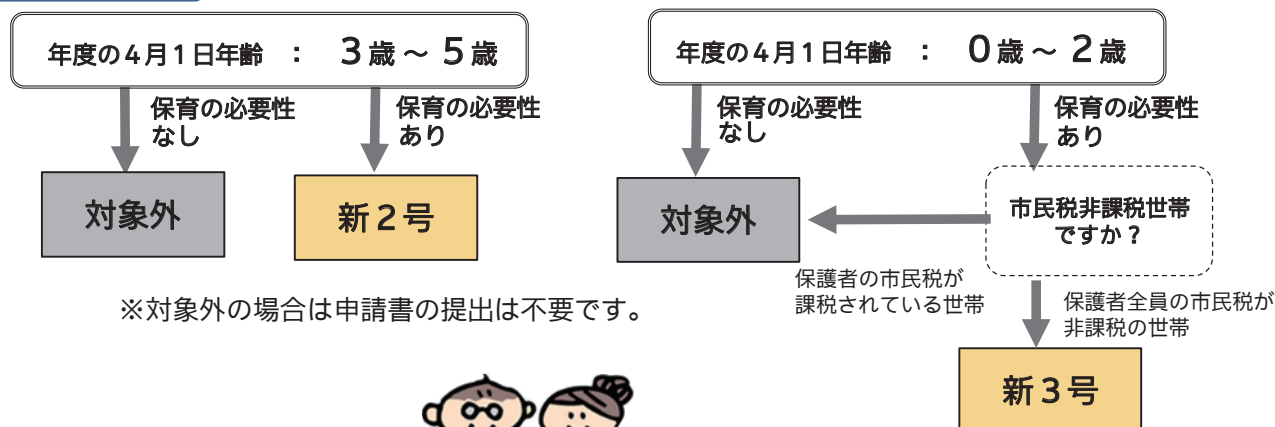
郡山市住民の方（原発特例法による避難住民含む）は、郡山市へ保育の必要性を証明する書類を添付して申請書を提出してください。

1 対象要件

認定区分	新2号（3歳以上） ・ 新3号（3歳未満）
無償化の対象経費	保育料
該当児童	- 保育の必要性のある世帯の3歳以上の児童 - 保育の必要性のある <u>市民税非課税世帯</u> の3歳未満の児童 ※3歳以上と3歳未満：年度の4月1日現在の年齢で判定
申請書	施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）



- ◆ 月上限額：3歳以上 月37,000円、3歳未満 月42,000円
 無償化の対象経費が月上限額を超える場合の差額は保護者負担です。
 給食費や行事代、アルバム代、PTA会費などは無償化の対象外のため、保護者負担です。

フローチャート**保育の必要性の要件**

児童と同居する父母の両方が、次のいずれかの理由に該当していることが「保育の必要性の認定」要件です。

保育を必要とする理由	要件	認定期間（有効期間）
就労 （会社勤務、育休、自営業等）	月52時間以上の就労をする保護者（パートやアルバイト等も可） ※新規入園児の保護者が育休中の場合は、翌月15日までに復帰する月から新2号・新3号の申請が可能です。	就労の期間 ※雇用期間の定めがある場合は、その翌月まで ※育休の場合は、原則として出生した子が1歳になる月末まで（妊娠中から保育施設を利用している場合のみ）
妊娠・出産	妊娠・出産する母	出産予定日の8週前の月初日から 出産後8週後の月末まで
求職活動	求職活動を行う保護者	3か月間（認定期間終了前に就労への変更手続きがあれば、就労の認定へ変更可）
同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護を要する保護者 （別居者の介護・看護は対象外）	介護・看護を要する期間
保護者の疾病・障がい	疾病・障がいの保護者	病状等により保育を必要とする期間
就学	学校教育法に規定する学校又は職業訓練に就学する保護者	卒業（修了）予定日の属する月の末日までの期間

2 申請に必要な書類

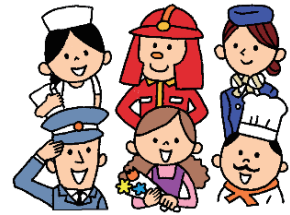
申請書
施設等利用給付認定申請書 (新2号・新3号用)
オレンジ色の用紙



添付書類

- ☐ 保護者の本人確認書類の写し (運転免許証のコピー等)
- ☐ 保護者のマイナンバー確認書類の写し (通知カードのコピー等)
※本人確認書類、マイナンバー書類は、申請書保護者欄の保護者分が必要です。
- ☐ ひとり親世帯の場合 申請児童の戸籍謄本
- ☐ 保育の必要性を証明する書類：同居する父母両方のもの

保育の必要性を証明する書類は、
次ページの一覧を参照の上、必要
な書類をご用意ください



記入例

施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号用)

郡山市長

次のとおり申請します。なお、市長が子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

施設名 事業名	こどもほいく園	施設所在市町村	郡山市
フリガナ	コホリヤマ ホキ	施設利用開始日	令和 8 年 4 月 1 日
申請児童 氏名	郡山 花	児童の個人番号 (マイナンバー)	*****
		児童の生年月日	平成 4 年 5 月 23 日
保護者 氏名	郡山 一	申請児童との 続柄	☒ 父 ☐ 母 ☐ その他()
住 所	〒963-7501 朝日三丁目11-7 ニュニコアパート2号		
1月1日現在 の住所	宇都宮市〇〇〇〇1-2-3		

- ・太枠内をペンで記入してください。
- ・鉛筆、こすると消えるペンは使用できません。
- ・訂正は二重線で抹消してください。
- ・自署の場合、押印は不要です。

避難等により、住民票と居住費が異なる場合は、両方の住所を記入してください。

住所 (住民票) 富岡町〇〇〇〇～
(居住地) 郡山市△△△△～

父又は母のいずれかが申請児童と別居の場合は、別居している父又は母の住所を記入してください。

1月1日現在の住所が市外の場合は、居住していた市町村の住所を記入してください。

申請児童本人を除き、児童の父母と児童と同居している世帯員全員をご記入ください。住民票で別世帯であっても、同じ家で生活をしている場合は同居扱いとなります。

申請児童と同居する父母のそれぞれの保育を必要とする理由にチェックを入れて記入してください。
※□にチェックした必要書類を添付して提出

世帯の状況 ※申請児童を除き、父母及び同居している全ての方を記入ください

フリガナ 氏 名	児童との続 柄	生年月日	個人番号 (マイナンバー)	勤務先又は学校名等	児童との 同居
郡山 一	父	2 4 18	*****	〇〇会社	同居
郡山 桃子	母	4 12 10	*****	△△△病院	同居
郡山 凛	妹	5 6 16	*****	××保育園	同居
郡山 秀郎	祖父	39 9 30	通知カードを紛失し、 不明	□□工場	同居
郡山 梅子	祖母	40 10 10	*****	無 職	同居
					同居
					同居

児童と同居する父母の保育を必要とする理由 ※該当事由□にチェックし、理由に応じた保育の必要性を証明する書類を添付

父の状況	☒ 就労 ☐ 就学	☐ 求職活動 ☐ 疾病 ☐ 障がい	☐ 介護・看護 (同居の要介護者氏名)	☐ その他()
母の状況	☐ 就労 ☐ 就学	☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病 ☐ 障がい	☐ 介護・看護 (同居の要介護者氏名)	☐ その他()

保育の必要性を
証明する書類一覧

保育を必要とする理由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労 (会社勤務、育休、自営業等)	就労証明書〔指定様式〕 ※個人事業主の場合、確定申告の写しを併せて提出。開業したばかり等の場合は、開業届の写しまたは営業許可証の写しで代用可	勤務先で発行を依頼し、4か月以内に証明されたものを提出してください※
妊娠・出産	出産児童の母子手帳の写し	表紙と出産(予定)日の部分の写し
求職活動	就労予定申立書〔指定様式〕	求職活動を行う保護者をご自分で記入してください
同居親族の介護・看護	介護・看護を受ける同居者の診断書(原本)又は障害者手帳等の写し	別居親族の介護・看護は対象外
保護者の疾病・障がい	診断書(原本)又は障害者手帳等の写し	診断書は保護者が児童を自宅保育できないことが記載されているもの
就学 (職業訓練含む)	在学証明書又は学生証の写し+カリキュラム (職業訓練の場合は受講決定通知+カリキュラム)	在学を証明するものと在学期間がわかるもの

※就労証明書等の様式は、市ウェブサイトからダウンロードすることが可能です。

※保育の必要性を証明する書類は、認定開始日の4か月以内に証明されたものを提出してください。

(令和8年4月入園の場合は、令和7年10月以降に証明されたものを提出してください。)

※郡山市の認可保育施設入所申込や幼稚園の無償化認定申請で、すでに4か月以内に証明された就労証明書を郡山市保育課へ提出済の保護者分は就労証明書の添付を省略することが可能です。

提出する施設等利用給付認定申請書に「いつ、何の手続きで提出済か」を記入してください。

3 提出方法

(ア)～(ウ)のいずれかの方法で、提出してください。

**(ア) 施設経由で
提出する場合**

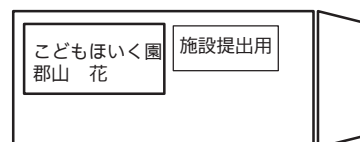
必要書類を三つ折にして、封筒の窓から児童氏名が見えるようにし、配布された「施設提出用封筒」に密封し入所施設へご提出ください。

**(イ) 保育課へ
郵送する場合**

各自で用意した封筒に入れ、切手を貼って保育課宛てに送付してください。

**(ウ) 保育課に
来課する場合**

市役所西庁舎3階の保育課へ必要書類を持参してください。



- ・施設提出用封筒で園に提出する場合は、窓あき箇所から施設名、児童氏名が見えるように入れてください。
- ・直接郵送提出の場合は、ご自身で用意した封筒で提出してください。

無償化の申請書 施設等利用給付認定 申請書 (新2号・新3号用)	保育の必要性を証明 する書類 ・就労証明書等	写しの貼付台紙 通知カード等 運転免許証等	該当者のみ 戸籍謄本
---	------------------------------	-----------------------------	---------------

4 提出期限

❗ 事前に申請書類の提出が必要です。

申請書類を提出せずに認定を受けない場合は、無償化の対象とはなりません。
ご注意ください。郡山市に引っ越しされる方は、認定開始前に転入手続きをして下さい。

入園月	申請書類の受付開始日	提出期限
令和8年4月	令和7年10月1日(水)	令和8年1月9日(金) ※令和8年2月以降に入園が決まった場合は、 令和8年3月13日(金) まで
年度途中	認定開始月の4か月前から 例) 認定開始が6月7日の場合、2月1日受付開始 ※保育の必要性を証明する書類は、認定開始日の 4か月以内に証明されたものを提出すること	認定開始日の前日

5 Q & A

Q 1 無償化の対象額はどのように算定されますか？

- A 保育料のうち、給食費等を除く額が各月の無償化対象額です。
なお、給食費や行事代、入園料、PTA会費などは無償化の対象外のため、保護者負担となります。
無償化の対象となる保育料の額が月上限額を超える場合の差額は保護者負担です。
※月上限額 3歳以上 月37,000円、3歳未満 月42,000円

Q 2 無償化はどのように行われますか？

- A 次のどちらかの方法で実施します。実施方法は各施設へご確認ください。

実施方法	内容
施設で代理受領	保護者が保育料を施設に納付する代わりに、無償化対象額を施設が市に請求して、代理で受領する方法です。ただし、月上限額を超える差額は保護者負担のため、施設へ納付してください。
保護者が後日請求	施設へ保育料を納入し、市に対して「無償化分の給付費の請求」を行う償還払いの方法です。市から該当保護者あてへ請求書類を送付します。

Q 3 無償化の認定は、いつまで有効ですか？

- A 市で決定した認定期間まで有効です。保育の必要性に応じて市で認定期間を決定します。

Q 4 保育の必要性の認定期間が終了する前にはどのような手続きが必要ですか？

- A 認定期間が終了する前に手続きを行い、保育の必要性の理由の変更や延長の手続きを行ってください。延長手続きができない場合や保育の必要性がなくなった場合は、無償化の対象外となります。

Q 5 市民税非課税世帯とはどのような世帯ですか？

- A 児童の父母の市民税が非課税の世帯です。なお、父母の収入状況により園児と同居する祖父母等の市民税も合算して判定する場合があります。

板紙ヘリサイクル可

問合せ先 郡山市保育課 TEL 024-924-3541
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号(郡山市役所 西庁舎3階)



VEGETABLE OIL INK 環境にやさしい植物油
インキを使用しています。
市ウェブサイト
QRコード